

平成 23 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

No	5	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)	
見直し内容(概要)	<p>適用期限の延長とともに、税額控除が適用可能な教育訓練割合を、百分の〇・二五以上に見直す。また、控除を受ける金額を、教育訓練費の額の百分の十二(当該教育訓練費割合が百分の〇・四五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・二五を控除した割合に二十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合))に見直す。</p> <p>なお、適用期限の延長が認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12 において措置された場合、国税との自動連動を図る。)</p>	
関係条文	<p>地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号</p>	
増収見込額	+ 5 0 2 (1 6 , 8 6 1)(単位:百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>新成長戦略において目標とする最低賃金の上昇を達成するためには、中小企業の労働生産性向上を図ることが必要であり、そのためには中小企業の教育訓練投資のさらなる拡大を図ることが有効であることから、本税制による目標を上方修正することとしたもの。(平成 22 年度のアンケート(1,917 社回答)においても、98.2%の企業が労働生産性の向上の為に従業員に対する教育訓練が必要と回答。)</p> <p>現状、中小企業の教育訓練費は上昇傾向にあると考えられるが、一方で依然として大企業と比べれば大きな格差が存在することから、さらなる教育訓練費の増大が必要。</p> <p>なお、労働生産性の向上には資本装備率の上昇も有効であるが、これは雇用の縮減に繋がる懸念もあることから、雇用を守りつつ労働生産性を向上させるための手段としては、教育訓練費の増加施策は有効である。</p> <p>平成 20 年度における労働生産性の対前年度伸び率は、大企業は 15.2%に対して、中小企業では 3.8%であった。景気動向が低迷する状況において、従業員の削減等もあるものの、本税制が中小企業における労働生産性の低下に対して一定の抑止効果があったものと推測される。</p>	